

## 糸賀一雄研究(5)

## 福祉哲学と糸賀思想

## —哲学と思想が現代にもたらしたもの—

○ 京都文教短期大学 氏名 石野 美也子 (002485)

キーワード3つ：糸賀思想、福祉哲学、実践

## 1. 研究目的

2016年4月より「障害者差別解消法」が施行された。差別はいけないことと誰もが思っているが、なかなか差別が無くならないのも事実である。そのために、どのようなことが差別なのかということをも明らかにしたのが「障害者差別解消法」である。昭和43年(1968)に糸賀は最後の講義の中で知的障害者の価値について述べており、その根底には差別をなくすというよりは、人が平等に生きていくとはどのようなことかという「人間とは」という根源的な問がある。本発表は中間的まとめとして、福祉哲学に位置づけられた糸賀思想を実践を通して考察し、絶対的価値観の中での差別解消だけでなく、相対的価値においても差別が解消される糸口となる研究を目的とした。

## 2. 研究の視点および方法

糸賀思想の根底にある福祉哲学を実践を通して考察する。また、今までの中間的まとめとして糸賀研究を振り返り、今にもたらしたものは何であったのかを見ていく。

研究方法として、今までのまとめと、実践としての「お話ししましょう会」の利用者の方々の言葉や考え方を通して近江学園で作上げられた糸賀思想と福祉哲学を考える。

## 3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の倫理規定に基づき個人を特定できないように配慮した。また用語としては議論のあるところではあるが、本発表では法律用語に従い、知的障害という用語または文字を用いることとする。また、その時代に使われていた言葉を引用するときはそのままの表現を使用する。

## 4. 研究結果

糸賀一雄の実践は戦後の戦争責任として行われたといわれ、またキリスト教による揭示であると言われたりもした。しかし糸賀を突き動かしたものは「人間」とはということをも根底に持った哲学的な「愛」ではないか。

現代福祉学レキシコンによると「福祉哲学とは『福祉とは何か』このような哲学的な課題を追及する場合の基本的な視点として、まず、『人間とは何か』の追及に始まり、その人間の生き方、あるいはいかに生きるべきかといった人間存在の本質が問われなければならない」とある。糸賀は最後の講義の中で「実際、精神薄弱児なんてのは、価値的にゼロであるという見方しかできないような大人がたくさんいるはずだ。(略)

わが子に対してその価値を認めることができないという悲惨な状態が精神薄弱児をめぐる日本の社会の現実なんです」(原文ママ)と述べており、「こういう事態の中で私たちが今、非常に大切だとしなければならないことは、そういったかたくなな気持ちというものから解放されなければならないということです。そういう努力が大切なのです」と述べそのためには自分自身との対決が大切だと述べている。糸賀の思想形成には自分との対峙がひとつのキーワードになる。それは「自覚者は責任者である」という言葉に見られるように、自分と対峙した先には哲学的「自覚」という世界観が広がる。また、もう一つの思想形成のキーワードが命である。糸賀一雄著作集Ⅲに次のような文章がある。「命はすべて表現的生命、自分自身を表現していくところの命なのです。言い換えますと自己実現が可能な命の姿をすべてが持っている」(pp, 359~360)とすべての人間の自己実現について述べている。ベルクソンによると哲学とは精神と直感と述べている。哲学はただ考えるだけでなくその、答えを応用するところに意味がある。福祉における実践はその点でまさに哲学に近いところにあると言える。A施設の苦情解決委員会は「お話ししましょう会」という名前で行われている。糸賀の作ったその施設は、いつも来客があると、その利用者の人たちも話を聞いたり、時には自分の考えを述べたりして育ってきた。そのことは自分で話すときに大きく影響している。このように言えば相手はどう感じ、自分の思いはどうすれば伝わるかということを考える力をつける。それはお話の中でも自分の思いだけでなくしっかり聞き、また、話している最中に、相手が話そうとすると自分が話すのではなく、まず相手の話を聞く。これらは、発達の時々にはふさわしい体験をし、お客様の話をどんなに難しくてもしっかり聞くという体験を糸賀は実践の中で大切にしてきたから、他者と自分という関係性の理解、また、自分の中の思いを咀嚼して表現に変えることの力が備わってきたのではないか。糸賀思想の根底にある、障害のある人もない人も同じ「人間」であるという考えが実践に生かされ今日も利用者の方に息づいている。哲学的思考と実践は車の両輪である。難しく考えるのではなく現実に即し自分の内面と対峙することこそ、今の福祉に重要なものである。

## 5. 考察

先に述べたように2016年4月から障害者差別解消法が施行された。この法律は差別)する行為を禁止し、社会的バリアを取り除くための合理的な配慮をしないと差別になるというものである。糸賀は自分の思想形成の中で幾度も自分の中の無意識にある偏見と闘いながら、最終的に誰もが同じみちゆきを歩いているのだという考えにたどり着いた。またそのことを具現化したのがA施設の利用者の方の日々の暮らしにある。差別は間違っていると声を大にして言わなくとも、糸賀はその思想と哲学を持って教育にあたり、そのことが人の話をゆっくり聞き、他者と自分という関係性を作り上げたといえる。糸賀の40年以上前に行った教育を当時の利用者の人々は覚えており、自分と対峙し自己実現しているといえる。思想を引き継ぎ日々の生活の中で展開してくことこそ今求められているものである。